第８７号議案

第八十七号議案

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者　江戸川区長　多田正見

江戸川区保育所条例の一部を改正する条例

江戸川区保育所条例（昭和三十六年四月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表江戸川区新田第二保育園の項を削る。

付　則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（説明）

社会福祉法人えどがわによる運営に移行するため、江戸川区新田第二保育園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。